令和８年（フ）第５３９号
兵庫県高砂市伊保崎南15番２―105号　塩谷運輸建設社宅
債務者　中谷　賢也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６７号
奈良市青野町二丁目３番８号
債務者　花田　清香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６８号
奈良県大和郡山市筒井町266番地４
債務者　出野　喜裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７７号
和歌山県橋本市矢倉脇313番地の１　カーサりんかん206、前住所千葉県我孫子市都部170番地の２（102号）クレストファイン３
債務者　北　　大輝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３８８号
和歌山市園部1155番地１　サニータウン102号
債務者　月川プロこと　柴田　ゆり
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３９１号
和歌山市狐島413番地８
債務者　沖本　紀満
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７１号
島根県出雲市多伎町多岐876番地７　沖代住宅３―103、前住所島根県出雲市塩冶町1163番地　レオパレスドミール107
債務者　尾野　有三
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６０３号
岡山市東区可知三丁目８番７号　西大寺団地302号
債務者　藤本　みさ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９７号
愛媛県松山市鷹子町439番地３　コーポ高市101号
債務者　神谷　琉星
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
愛媛県西条市神拝甲４番地38　南号室
債務者　藤村　純子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５１９号
大分市大字津守136番地の１　プランドールＫＩＺＵ306
債務者　杉野　友美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７４号
大分県中津市沖代町１丁目６番58号
債務者　堀　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０７号
大分県中津市大字永添919番地　介護老人保健施設　三光園、前住所大分県豊後高田市新地1017番地　パークサイドノガミⅡ　305号
債務者　政本吉弘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８２号
宮崎市佐土原町下田島12264番地８
債務者　雲野　彩音（旧姓田中・中武）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７１号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地19
債務者　安藤　良夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18618番地10
債務者　森　　典子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０１号
宮崎市丸島町３番15号　シーラカンスＫＡＮＤＹ407号、住民票上の住所宮崎市丸島町３番15号　アクティ丸島407号
債務者　脇山　誠治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係